

浜松市告示第729号



地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による浜松都市計画事業南浅田土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の町の区域を別図のとおり変更することについて、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成23年12月26日

浜松市長 鈴木康友

別図

